

<薬物の濫用の防止に関する条例（概要）>



条例公布日：平成 24 年 10 月 16 日

一部改正：平成 26 年 7 月 8 日

一部改正：平成 26 年 10 月 14 日

一部改正：令和 2 年 3 月 27 日

一部改正：令和 6 年 3 月 26 日

○ 目的

薬物の濫用の防止を図ることにより県民の健康と安全を守り、平穏かつ安心して暮らすことができる社会の実現

○ 県及び県民の責務

県	薬物の濫用の防止に関する総合的な施策の策定及び実施
県民	薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努める

○ 知事指定薬物の指定

法で規制する薬物以外のもので、興奮、幻覚等の作用を有し、濫用されることにより人の健康に被害が生ずると認められるもののうち、濫用されるおそれがあると認められるもの等を知事指定薬物として指定

○ 主な規制内容

禁止行為	<ul style="list-style-type: none">・知事指定薬物を製造、栽培すること。（①）・知事指定薬物を販売、販売・授与の目的で所持すること。（①）・知事指定薬物を販売・授与の目的で広告すること。（②）・知事指定薬物を所持（販売・授与目的を除く）・購入・譲り受け・使用すること。（②）・多数の者が集まって知事指定薬物をみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、あっせんすること。
警告及び命令	<ul style="list-style-type: none">・条例に規定された禁止行為を行った者に対する警告・①及び②の禁止行為に対する警告に従わない者に対する中止命令

○ 主な罰則

①の禁止行為に対する中止命令に違反した者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
①の禁止行為を行った者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
②の禁止行為に対する中止命令に違反した者	
②の禁止行為を行った者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

○ 立入調査

県職員及び警察職員が、知事指定薬物等を販売する者等から報告を求めること及び店舗等に立ち入り、帳簿書類等を検査し、関係者に質問することができる。